

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

西予市は、平成30年7月豪雨により、かつてないほどの河川氾濫や土砂災害などが発生し、尊い生命が奪い去られるとともに、市民の住まいや仕事、道路や河川、ライフラインなどが甚大な被害を受け、今もなお、市民の生活に大きな影響を与えています。

今回の災害では、大規模な浸水被害を受けた野村町野村地区において、住家を失った被災者の方々をはじめ、宇和町明間地区及び岩木地区のように土砂災害により避難指示（緊急）（以下、「避難指示」という。）の発令を受けて、長期の避難生活を強いられている方々、生活の糧となる商工業施設や農林水産業基盤に被害を受けた方々など、それぞれの地域や生活状況等によって様々な被災状況に置かれています。

そのため、市民の住まい、暮らし、日常を早急に取り戻す復旧作業を迅速に進めるとともに、あらゆる災害から市民の生命と財産を守る、安心・安全なまちの形成やさらなる魅力を高めるまちづくりを図り、中長期的な視点で復興への道を歩まなければなりません。これらのまちづくりを進めていくためには、被災された方々の意向等を踏まえつつ、市民一人ひとりが今回の災害を自分事としてとらえ、“オール西予”で取り組むことが重要になります。

復旧・復興の実現には、様々な課題がありますが、これから目指すべきまちの姿を明らかにすることで、市民と行政が共通認識を持って、まちづくりに取り組むための指針となるものとして「西予市復興まちづくり計画」（以下、「復興まちづくり計画」という。）を策定します。

2 計画の役割と位置づけ

(1) 計画の役割

平成 30 年7月豪雨の発生以降、西予市復興対策本部において、市としての基本的な姿勢及び考え方、取り組むべき基本施策を検討し、「西予市復興まちづくり計画基本方針」（平成 30 年 10 月 1 日）（以下、「基本方針」という。）を策定しました。

今回、策定する復興まちづくり計画は、この基本方針で掲げた「基本理念」や「計画の基本施策」を基軸として、復興まちづくりの推進に向けた、具体的な取組や施策、事業を示す計画となります。

また、個別の施策や事業に関しては、市全体の長期的なまちづくりの方向性を示す「第2次西予市総合計画」などの上位計画や他の関連計画との整合性に配慮しながら推進していきます。

(2) 計画の期間

復興まちづくり計画の計画期間は、2019 年度（平成 31 年度）から 2024 年度の 6 年間とします。

なお、インフラ整備や住宅再建等の施策を重点的に実施する 2019 年度（平成 31 年度）から 2021 年度の期間を短期計画期間（主に応急・復旧事業等）、中長期的な期間を要する治山事業や河川改修等を実施する 2024 年度までの期間を中長期計画期間と位置づけます。



●復興まちづくり計画の計画期間